

3 年度～令和 7 年度保育所等定員変更に係る具体的な判断基準（抜粋）
令和元年 10 月 17 日決裁

【基準 2】 定員の変更について

（3）認定こども園の定員変更

① 教育の定員増は、原則認めない。ただし、認定こども園への移行に際し、1 号の定員を 15 名未満（0 名から 14 名）で設定した園については、定員 15 名を上限に定員増を認めることとするが、定員増分と同数の 2 号・3 号の減員を条件とする。なお、保育の弾力運用は可能とする。

基準 2（3）①

② 教育又は保育のそれぞれの平均入所児童数が、現行の定員を下回っている場合は、定員減をすることができるものとする。なお、保育の定員の変更後は原則 2 年間、定員を超えての入所（特別枠は除く）はできないこととする。

③ 教育・保育の定員増は原則認めない。ただし、特例として下記の（ア）・（イ）を認める。

（ア）平均入所児童数が定員の 115%を超え、潜在的待機児童（前年 9 月から 8 月までの 1 年間の第 1 希望から第 3 希望までの児童数）が 10 名以上の月が 1 月でもある場合には、10 名を上限に保育の定員増を認めるものとする。

基準 2（3）③ア

（イ）国の保育所等整備交付金を活用した施設整備を行う場合は、10 名を上限に保育の定員増を認めるものとする。

④ 国の保育所等整備交付金を活用した認定こども園が、施設整備を行った後に、教育定員を定員上限の 15 名以内で増やす場合においては、補助金適正化法の関係から、保育の 2 号・3 号定員の減は求めないものとする。

基準 2（3）④